

一般社団法人北海道病院薬剤師会 役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人北海道病院薬剤師会定款第18条に定める役員を選任を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2章 役員

(区分および員数)

第2条 定款第18条および19条に基づき、役員区分および員数を次に定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 30名以内 (会長及び副会長を除いた員数)
- (4) 監事 2名

(委員会の分掌)

第3条 定款細則第5条19条に定める委員会の委員長には理事が就任し、委員会を主宰する。

- 2 副会長は、前項の委員会を分掌し、委員会の運営に関して助言し、理事会において執行状況を報告する。
- 3 会長は、委員長でない理事に特命を担当させることができる。

第3章 候補者

(候補者)

第4条 役員のうち会長および監事については、その候補者を選挙で選出する。

- 2 副会長については、その候補者は選挙で選出された会長候補が選出する。
- 3 理事については、その候補者は会長候補と副会長候補の合議により選出する。
- 4 会長候補および監事候補の選挙細則は、別に定める。

(候補資格者)

第5条 前条に基づき、役員候補者の資格を次に定める。

- (1) 会長候補は、本会の正会員かつ日本病院薬剤師会の正会員とする。
- (2) 副会長候補は、本会の正会員とする。
- (3) 理事候補は、本会の正会員とする。
- (4) 監事候補は、本会の正会員とする。

第4章 選任

(候補選出時期)

第6条 会長候補および監事候補の選出は、役員改選前年度の臨時総会開催日に行う。

- 2 副会長候補および理事候補の選出は、役員の改選を行う通常総会の招集を決定する理事会までに行う。

(役員選任時期)

- 第7条 会長候補、副会長候補および理事候補は、役員改選年度の通常総会による選任決議を経て理事に就任する。
- 2 監事候補は、役員改選年度の通常総会による選任決議を経て監事に就任する。
 - 3 会長候補および副会長候補は、通常総会と同日に行われる臨時理事会による選任決議を経てそれぞれ会長および副会長に就任する。

第4章 雑則

(改廃)

- 第8条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則1 本規程は、平成29年4月6日から施行する。

附則2 本規程の施行に伴い、北海道病院薬剤師会会則施行細則および北海道病院薬剤師会選挙管理委員会規程は廃止する。

変更年月日 令和4年5月20日 理事数の増員